

地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第6条参考）

分類	基準	解釈	お礼品の具体例	摘要
1号	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	焼津市内の港で水揚げされた水産物や市内で生産された農作物等	・焼津市内で生産されたトマト ・大井川港で水揚げされた桜えび	養殖ものについては養殖地が生産地となるため、水揚港が焼津市内であっても本分類に該当しない。
2号	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	焼津市内で生産された原材料を用いて加工した返礼品（市内外問わず）で、当該返礼品のうち、原材料による価値または重量が半分以上を一定程度以上上回る割合のもの	焼津市内で水揚げされたカソオを100%使用して、加工された刺身や、角煮	養殖ものについては養殖地が生産地となるため、水揚港が焼津市内であっても本分類に該当しない。
3号	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じているもの。	焼津市内で行われる主要な加工工程を経て完成した返礼品で、当該工程により返礼品の価値のうち半分以上を超える付加価値が生じており、かつ、返礼品等の提供者等によりその付加価値が証明されたもの	市外で生産された原材料を用いて焼津市内の醸造所において、醸造された酒	・関税法施行規則（昭和41年大蔵省第55号）にて列挙された「加工又は製造に該当しない工程」に当てはまる場合は主要な工程として認められない。（別紙参照） ・返礼品等の付加価値については原則価格に基づく標準的な算出方法を用いて算出し、指定の様式にて返礼品毎に証明書を提出すること。 【標準的な算出方法】 算式：（a－b）／a ※算式の符号 a：焼津市への提供金額（お礼品金額） b：原材料費および焼津市外の加工で生じた費用等（区域外費用）
3号（熟成肉）	地場産品基準第3号ただし書きに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。	静岡県内で生産された食肉を原材料とし、焼津市内で熟成したもの	左記参照	県外で生産された食肉の熟成は該当しない。
3号（精米）	地場産品基準第3号ただし書きに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。	静岡県内で生産された玄米を原材料とし、焼津市内で精白したもの	左記参照	県外で生産された玄米の精白は該当しない。
4号	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	焼津市内で生産されたが直接流通経路に乗せることが現実的に困難であり、流通過程で市外生産のものと混在してしまうもの	焼津市内で生産後、複数の地方団体を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉	
5号	地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、右記のいずれにも該当するものであること。	イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの ロ 指定対象期間（返礼品掲載期間）の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の9月30日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績があるもの。（返礼品としての提供を除く。） ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの	・焼津市公認マスコットキャラクター「やいちゃん」のぬいぐるみ ・焼津温泉の素	
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	・分類「1号から5号」に該当する返礼品（主たる地場産品）と地場産品以外のもの（附帯品）を合わせて提供することが社会通念上、妥当であること。併せて、主たる地場産品が全体の返礼品価値のうち七割以上を占めていること。	（全体の返礼品価値が3,000円の場合） 焼津市内で生産された野菜（2,400円）と市外で製造されたドレッシング（600円）のセット	
7号	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	焼津市内で提供されるサービスであり、焼津市との関連性が感じられるものであること。	・市内公共施設の利用券 ・地場産品をメニューとして取り扱う飲食店のチケット	区域内で提供されていても全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは7号役務に該当しません。
7号の2（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。	静岡県外で宿泊施設を運営していない事業者が提供する焼津市内の宿泊施設での利用券であること。なお、静岡県外に所在するホテルのブランド名を冠するフランチャイズチェーン等の方式による宿泊施設ではないこと。	焼津市内のみで運営している宿泊施設の宿泊券	
7号の3（イ） 五万以下（宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの	焼津市内の宿泊施設での利用券であり、宿泊費一人あたりの宿泊費五万円以下であること	焼津市に所在するビジネスホテルの宿泊券（1人1泊10,000円）	